

総社市教育委員会訓令第1号

総社市教育委員会職員職名規程（平成17年総社市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市教育委員会教育委員長 林 直 人

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(職員) 第2条 職員の職名は、次のとおりとする。 <u>部長</u>，参与，総括参事，参事，課（室）長，館長，副館長，園長，副園長， 所長，課（室，所）長代理，主幹，課（室）長補佐，指導主幹，社会教育 主幹，次長，係長，主査，主任，指導主事，教諭，保育士，保育教諭，社 会教育主事，学芸員，公民館主事，主事，技師，司書，栄養士，業務員及 び調理員</p> | <p>(職員) 第2条 職員の職名は、次のとおりとする。 <u>教育次長</u>，参与，総括参事，参事，課（室）長，館長，副館長，園長，副 園長，所長，課（室，所）長代理，主幹，課（室）長補佐，指導主幹，社 会教育主幹，次長，係長，主査，主任，指導主事，教諭，保育士，保育教 諭，社会教育主事，学芸員，公民館主事，主事，技師，司書，栄養士，業 務員及び調理員</p> |

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。